

個別要望項目

所得税	1 医療費控除を見直し、年少扶養控除を復活させること。(建議・要望項目2) 2 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越しを認めること。(建議・要望項目3) 3 所得税の確定申告期限を延長すること。(建議・要望項目5)
中小法人税制	4 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額(30万円未満)の損金算入の特例措置を延長すること。(建議・要望項目7)
法人税	5 確定決算主義を尊重し、役員給与の損金算入規定等を見直すこと。(建議・要望項目11) 6 少額減価償却資産の取得価額基準(10万円未満)を引き上げること。(建議・要望項目12)
消費税	7 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと。(建議・要望項目14) 8 基準期間制度を廃止し、新たに小規模事業者に対して選択によって申告をしなくても納税義務が免除される制度を創設すること。(建議・要望項目15) 9 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目16)
相続税・贈与税	10 法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限を延長すること。(建議・要望項目21)
地方税	11 償却資産に係る固定資産税制度について、廃止を検討するなど、制度のあり方を抜本的に見直すこと。(建議・要望項目22)
納税環境整備・その他	12 個人番号の利便性を向上させた上で、個人事業者番号の導入について検討すること。(建議・要望項目27)

日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務付けられている団体である。日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約79,000人である。



税理士会連絡先一覧

北海道税理士会	〒064-8639 北海道札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階	TEL.011-621-7101	http://www.do-zeirishikai.or.jp
東北税理士会	〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-7-41	TEL.022-293-0503	https://www.tohokuzeirishikai.or.jp
関東信越税理士会	〒330-0842 埼玉県さいたま市大宮区浅間町2-7	TEL.048-643-1661	http://www.kzei.or.jp
千葉県税理士会	〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港1-16-12 税理士会館3階	TEL.043-243-1201	https://www.chibazei.or.jp
東京税理士会	〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館	TEL.03-3356-4461	https://www.tokyozeirishikai.or.jp
東京地方税理士会	〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階	TEL.045-243-0511	http://www.tochizei.or.jp
北陸税理士会	〒920-0022 石川県金沢市北安江3-4-6	TEL.076-223-1841	https://www.hokurikuzei.or.jp
東海税理士会	〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階	TEL.052-581-7508	https://www.tokaizei.or.jp
名古屋税理士会	〒464-0841 愛知県名古屋市中村区覚王山通8-14 税理士会ビル4階	TEL.052-752-7711	https://www.meizei.or.jp
近畿税理士会	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町1-5-4	TEL.06-6941-6886	https://www.kinzei.or.jp
中国税理士会	〒730-0036 広島県広島市中区袋町4-15	TEL.082-246-0088	http://www.chuzei.or.jp
四国税理士会	〒760-0017 香川県高松市番町2-7-12	TEL.087-823-2515	https://www.shikoku-zei.or.jp
九州北部税理士会	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館3階	TEL.092-473-8761	https://www.kyuhokuzei.or.jp
南九州税理士会	〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江5-17-5	TEL.096-372-1151	https://www.mkzei.or.jp
沖縄税理士会	〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831-1 沖縄産業支援センター7階	TEL.098-859-6225	http://www.okizei.or.jp

日本税理士会連合会 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階 TEL. 03-5435-0931 <https://www.nichizeiren.or.jp>

令和4年度 日本税理士会連合会

税制改正に関する 建議書の概要

税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

税制に対する基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

建議書の構成

- ❖ 特に強く主張したい4項目の「本建議書における重要建議項目」
 - ❖ 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
 - ❖ 全国15税理士会及び当会の580項目の税制改正意見から37項目に集約した「税制改正建議項目」
- ※本紙では、4つの重要建議項目のほか、33の建議項目のうち特に重要かつ早期実現が必要と考える12項目を掲載(裏面)

今後の税制改正についての基本的な考え方(抜粋)

所得税

- ◆ 基礎的な人的控除における所得控除方式の維持、その他の人的控除の整理合理化と税額控除化
- ◆ 所得計算上の控除から基礎的な人的控除(特に基礎控除)へのシフト
- ◆ 多額な有価証券譲渡益等への税率引上げの検討
- ◆ 源泉徴収制度の簡素化

中小法人税制

- ◆ 内部留保の充実、事業の存続や新規事業への取組みに対する継続的な税制上の支援
- ◆ 資本金と所得金額以外の他の指標(従業員数など)との組合せによる中小法人の範囲の見直し

法人税

- ◆ 財源確保の視点に偏しない適正な課税ベースの構築
- ◆ 租税特別措置の整理

消費税

- ◆ 単一税率制度の復活と適格請求書等保存方式の見直し
- ◆ 非課税取引の範囲の縮小
- ◆ 基準期間制度の廃止と課税売上高が一定額以下である事業者への申告免除制度の創設

相続税・贈与税

- ◆ 中間層以下への更なる相続税の課税強化反対
- ◆ 教育資金・結婚子育て資金の贈与特例の廃止、縮小
- ◆ 相続時精算課税制度の見直し
- ◆ 取引相場のない株式等の評価の適正化

地方税

- ◆ 税源の偏在性が少ない地方税制の構築
- ◆ 外形標準課税の中小法人への不適用、中堅企業への適用除外検討
- ◆ 個人住民税の手続簡素化
- ◆ ふるさと納税制度のあり方を見直し

納税環境整備・その他

- ◆ 経済社会の環境変化に対応した納税環境の整備
- ◆ 納税者憲章の制定、税務調査の事前通知の一部書面化・電子化
- ◆ 成年後見制度に係る税制等の見直し(障害者控除の適用範囲拡大)
- ◆ カーボンプライシングの導入に向けた検討

国際税制

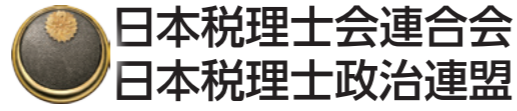
- ◆ 一般的租税回避否認規定(GAAR)の導入反対
- ◆ 義務的開示制度導入の慎重な検討と事務負担への配慮
- ◆ デジタル課税や法人税の最低税率に関する国際ルールづくりにあたり、国内企業への配慮

災害対応税制

- ◆ 災害損失が十分救済される税制の創設
- ◆ 地方公共団体における災害税制の専任担当者の育成

令和4年度

税制改正に関する 重要建議・要望項目



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

1 適格請求書等保存方式を見直すとともに、その導入時期を延期すること。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス方式）については、下記の問題点を検討し、必要な措置を講じるべきである。また、少なくとも新型コロナウイルス感染症による経済活動の制約が解消され、簡易で安価な電子インボイス制度が整備されるなど中小企業者に対する負担軽減措置が講じられるまでの間は導入を延期すべきである。

1 事務負担に与える影響

適格請求書等保存方式においては、取引の都度、適格請求書等の有無の確認を行う必要がある。これは、事業者及び税務官公署の事務に過度な負担を生じさせることから、行政手続コスト削減の方向性に逆行することのないように見直すべきである。さらに、基準期間における課税売上高が免税点以下となっても、適格請求書発行事業者の登録を取りやめなければ免税事業者にならない点など、登録制度についても、事務負担軽減の観点から再検討すべきである。

2 市場取引に与える影響

免税事業者は適格請求書等を発行できないため、対事業者取引から排除や不当な値下げを強いられるおそれがある。このため、あえて課税事業者になることを選択することが考えられるが、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあり、廃業を余儀なくされる事業者が増える可能性があることにも留意すべきである。

一方で、対消費者取引を行う免税事業者は免税事業者を維持する可能性が高い。このため、取引形態の違いにより、事業者免税点制度の公平性が保たれないという問題が生じる。

見直しにあたっては、事業者の負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式（インボイス方式を含む）及び免税点制度等の見直しを含めた消費税のあり方について、抜本的に再検討すべきである。

2 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと。

非課税取引については、売上げに対して取引先から消費税相当額を受受できない一方で、商品調達や設備投資等の仕入税額控除は認められない。特に、社会保険診療等については健康保険法等により公定価格とされているため、仕入れに係る消費税相当額を診療報酬に上乘せするなどの調整ができない。このため、非課税取引となる資産の譲渡等をする者は仕入れに係る消費税を実質的に負担する仕組みとなっている。税率引上げに伴い、この負担はさらに大きくなり、非課税取引を主とする事業者の経営を圧迫する要因となり得る。また、居住用賃貸建物の仕入

税額控除の制限のように特定の租税回避行為に対してその都度当該取引を非課税取引とするような対処方法は、税制の簡素化に反する。

消費税の制度は可能な限り、收受した消費税相当額と支出した消費税相当額の差額を納付し又は還付する簡素な制度であるべきである。非課税取引には、「税の性格から課税対象になじまないもの」と「社会政策的な配慮に基づくもの」があり、後者については、課税取引とし、課税標準及び仕入税額控除の計算過程に取り込み、小規模事業者判定における売上高基準にも反映させ、計算をできるだけ平易にすべきである。

3 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること。

1 基礎的な人的控除のあり方を見直し

基礎的な人的控除（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除）は、憲法第25条が定める生存権の保障を目的としたものと解されており、最低限度の生活を維持するために侵害してはならない課税最低限を構成するものである。したがって、このような性質を有する課税最低限は、財政事情を考慮しつつ、生活保護の水準等を参考に決定していくことが望ましい。

また、最低生活費非課税の観点から、基礎的な人的控除についてはその額を引き上げ、所得控除方式を維持すべきである。

2 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト

給与所得控除及び公的年金等控除の水準が過大であることや、事業所得者等とのバランスも踏まえ、所得計算上の控除を縮減した上で、基礎的な人的控除を引き上げるべきである。その際、基礎的な人的控除の中には適用関係が人的事情や所得の多寡に左右されるものがあること等を踏まえ、全ての者に適用されるべき基礎控除に負担調整の比重を移すことが望ましい。

1 給与所得控除額の縮減

近年、被用者に近い自営業者（雇用的自営）の割合が高まっており、事業所得等との関係からみれば「他の所得との負担調整」を行う必要性は薄れつつある。したがって、給与所得課税の適正化を図るためには、特定支出控除制度をより一層拡充し、給与所得控除額については、縮減すべきである。

2 公的年金等控除額の縮減

公的年金等への課税は、保険料の拠出時には社会保険料控除として全額控除され、年金の受給時には公的年金等控除が適用されることで、実質的に非課税に近い制度となっている。したがって、公的年金等控除額は可能な限り縮減すべきである。

また、担税力のある者に相応の負担を求めるため、それぞれの概算控除額を調整する仕組みをさらに見直すことが必要である。

4 「災害損失控除」を創設するとともに、相続時精算課税制度における受贈財産が災害により損失を受けた場合の救済措置を設けること。

1 「災害損失控除」の創設

近年、わが国では大規模な災害が頻発している。個人が災害により被害をうけた場合、現行の制度（雑損控除）では、課税所得の計算上、災害による損失と盗難又は横領による損失を同じ取扱いとしている。しかし、災害による資産に関する損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になることが多くその性格も異なる。

被災した際の経済的損失を回復する手段として保険加入が考えられるが、火災保険への地震保険及び水災補償の付帯率はそれぞれ3分の2程度であり、保険金で損失が全額カバーされる訳ではない。その場合の救済策として、雑損控除から自然災害による損失を独立させて災害損失控除を創設すべきである。

損失額の評価は、時価（再取得価額から減価償却額を控除した額）による評価方法を原則として考えるべきである。建物の再取得価額は、築年数の浅い建物については納税者が保管する領収書等により明らかとなると考えられるが、領収書等を保存していない場合や築年数が比較的古い建物などその再取得価額が明らかではない場合は、固定資産税評価額や建物の標準的な建築価額表に基づく等、合理的な一定の算出方法が考えられる。

災害による損失は生活基盤である資産に生じた偶発的な損失であり、収入を得るための必要経費的なものではないため、課税所得の計算上における所得

控除等の順序については、災害による担税力の喪失を最大限に勘案する観点から、まず災害損失控除以外の他の所得控除を適用し、最後に災害損失控除を適用することとすべきである。

また、個人事業者の被災事業用資産に係る損失以外の災害に起因して生じた純損失について、白色申告者についても青色申告者と同様の繰越控除を認めるべきである。

激甚災害等により被害をうけた場合、生活基盤の再建には長期間を要する。したがって、当年分の所得金額から災害損失控除及び純損失を控除しきれない場合の繰越控除期間は、現在の3年間よりも延長されるべきである。損害額に係る一定の書類の保存を要件に控除期間のさらなる延長も検討すべきである。

2 相続時精算課税における受贈財産が被災し損失が生じた場合の救済措置

相続までの間に災害による滅失や財産価値の著しい低下などがあっても、相続時精算課税制度により受贈した財産について相続税の課税価格に加算する価額は、贈与時の価額となる。相続税について担税力に応じた課税をするために、災害により相続時の受贈財産の価額が贈与時の価額を著しく下回り、回復の見込みのない場合には、相続時の価額で加算する救済措置を設けるべきである。